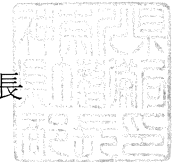


建業第 402 号
平成29年 9月13日

各建設業団体の長 殿

神奈川県県土整備局事業管理部長



主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（通知）

このことについて、国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別添のとおり通知がありましたので送付します。

つきましては、別添通知のとおり、専任配置された監理技術者等が技術者の継続的な技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れることについては、一定条件を充たせば可能であることについて、ご理解いただくとともに、貴下会員に対して、別添通知の周知についてご協力をお願いします。

（ 問合せ先
建設業課調査指導グループ
小出 電話045-285-4245 ）